

平成 19 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名　　イソライト工業株式会社
代 表 者　　代表取締役社長 橋 正清
 (コード番号 :5358 大証第一部)
問合せ先　　総務部長 伊達 和宏
 (TEL. 06-6345-7231)

株式会社大阪証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は連結子会社であるイソライト建材株式会社において平成 15 年 3 月期から平成 17 年 3 月期におけるたな卸資産の在庫過大計上及び平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期における売上値引等の未処理という不適切な会計処理が判明したため、重要な決算情報の訂正を行いました件について、平成 19 年 2 月 15 日付で株式会社大阪証券取引所より「改善報告書」の提出を求められました。

本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書（全 6 ページ）

以 上

改善報告書

平成 19 年 2 月 28 日

株式会社 大阪証券取引所
取締役社長 米田 道生 殿

イソライト工業株式会社
代表取締役社長 橘 正清

このたびの当社連結子会社であるイソライト建材株式会社において平成 15 年 3 月期から平成 17 年 3 月期におけるたな卸資産の過大計上および平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期における売上値引等の未処理という不適切な会計処理が判明したため、過年度に遡り有価証券報告書ならびに決算短信(連結・単体)の訂正開示を行いましたことに対し、貴証券取引所より平成 19 年 2 月 15 日付文書(大証上場第 3375 号)にて改善報告書の提出請求を受けました。

ここに、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条第 1 項の規定に基づき、この経緯および改善措置を記載した改善報告書を提出いたします。

1. 経緯

(1) 不適切な会計処理の存在が判明した経緯

今般、平成 19 年 3 月期中間期における当社会計監査人あずさ監査法人による監査で、当社連結子会社のイソライト建材株式会社において、たな卸資産の過大と売掛債権の回収懸念について指摘があり、緊急調査したところ、不適切な会計処理と疑義される事象が判明しました。このため、当社、イソライト建材株式会社およびあずさ監査法人の三者が協力して、その内容調査と確認作業を開始したところ、過年度に及んでいたと推定され、直ちに当社の前会計監査人である新日本監査法人にも協力を依頼し、早急に事象の追跡と事実確認を行うと同時に、両監査法人に対し、鋭意、迅速な再監査の要請を行いました。実態調査において、当社の連結子会社であるイソライト建材株式会社において、たな卸資産の在庫過大計上および売上値引等の未処理という不適切な会計処理が明らかになりました。

これを受け、適時開示規則に基づき、平成 18 年 11 月 6 日「業績に与える事象の発生について」の適時開示を行いました。続いて平成 18 年 11 月 7 日「過年度決算短信(連結・単体)の訂正発表について」の適時開示を行いますとともに、再監査の結果、平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期における有価証券報告書および半期報告書ならびに決算短信(連結・単体)および中間決算短信(連結・単体)の修正報告をいたしました。

また、上記の調査活動とあわせて、当社ならびに連結子会社のイソライト建材株式会社において、不適切な会計処理を発見することが出来なかった原因について調査、検討し、

二度と同様の事態を生じさせないようにするための方策について検討してまいりました。

尚、この間、当社と利害関係のない独立した弁護士、公認会計士で構成される第三者による調査委員会において、当社連結子会社のイソライト建材株式会社における、たな卸資産の過大計上および売上値引等の未処理という不適切な会計処理が当社の組織的な関与によって作為的に為されたものであったか否かについて調査、検討頂き、当社が組織的に関与したと窺われる事情は認められなかったとの調査結果を頂いております。このことにつきましては平成19年2月7日「第三者による調査委員会の報告について」で、適時開示いたしました。

(2) 不適切な会計処理の内容

平成19年3月中間期の当社会計監査人であるあずさ監査法人の監査過程での指摘を契機に、当社、イソライト建材株式会社、あずさ監査法人および前会計監査人である新日本監査法人の四者で事実確認調査を行いました結果、次のことが明らかになりました。

① たな卸資産の在庫過大計上について

平成15年3月期から平成17年3月期までの期間において、製造原価を過大にたな卸在庫に賦課することによって、売上原価を低減させ、利益計上を行っていたというものでした。これによるたな卸資産在庫の過大計上額は455百万円でした。

② 売上値引等の未処理について

平成15年3月期から平成18年3月期までの期間において計上した売掛債権について、その取引内容を個別に精査した結果、クレーム等による売上値引等を適時に処理していなかったというものでした。これにより売上値引処理等すべき額は70百万円でした。

上記の不適切な経理処理による金銭の着服は認められませんでした。平成15年3月期から平成18年3月期にわたり連結・単体の業績へ影響を与えることとなりました。調査ならびに再監査の結果に基づく各期の業績への影響額は別紙のとおりです。

尚、影響額には、当該事象に伴い発生した連結決算上の減損損失の影響、および当社個別決算における当該子会社株式の会計上の手当てによる影響、が含まれております。

(注) 四半期財務・業績の概況につきましても過年度および平成19年3月期第1四半期の記載事項を訂正しております。

2. 原因と問題点

(1) 不適切な会計処理の動機

当社の連結子会社であるイソライト建材株式会社は親会社のコアビジネスと全く異質の業界に属し、新分野事業への展開・発展のモデル会社として「事業の成功」に対する責任感が事業推進の素地としてあり、親会社から独立独歩で事業運営する思想が育まれていました。この思想が経営をミスリードする結果となってしまいました。従って、資金計画については、独自で資金繰り計画を立てており、過去の黒字経営実績から親会社の支援なし

に独立採算経営の遂行が会社経営の根本にありました。「会社のため」という誤った思想形成となっており、自助努力の限界であったと考えられます。

一方、平成 14 年以降、バブル経済崩壊から建築関係では業況悪化、競合激化、住宅様式の和風から洋風への変化、等々による経営内容の悪化状況にあったので、売掛金残高の実態判断から値引処理、クレーム処理、返品処理等を実行すべきところ決算利益の悪化を危惧し、会計処理を延引させ放置したままとなっていました。

(2) 不適切な会計処理が発見されなかった理由

当社連結子会社であるイソライト建材株式会社は新規事業開拓・展開する独立独歩で運営(資金繰りも含め)できる子会社であるとの思考の基に子会社管理をしていた事、また、経営状況については異業種分野ということから木材市場知識の少なさを理由に木材関係の会計処理手法は親会社のそれとは異質であると認識していた事、等から積極的な関与や管理・指導が不足していました。たな卸資産調査については、イソライト建材株式会社における表面的な、形骸化された、たな卸資産調査が行なわれていたことを当社は詳細に実施状況や内容実態を把握、チェック出来きていませんでした。売掛金管理に対しても売掛金残高が大きいことの指摘をする以上に踏み込んだ調査をするまでに至らず、親会社としての管理不足でありました。

(3) コンプライアンス遵守と内部管理体制の不足

イソライトグループのコンプライアンス指針は平成 16 年 1 月 20 日付で発表され、当社および当社連結子会社に対してコンプライアンス遵守の教育を行い、また連結子会社管理規定を設定し管理監督体制の確立を図ってまいりましたが、法令遵守、職務管理規定、内部管理規程等の機能が十分に働いていなかったと認識しております。

3. 改善措置

今般発覚した不正な、または不適切な経理処理に至った要因分析より、以下の再発防止策を構築しイソライト建材株式会社の内部管理体制ならびにイソライト工業株式会社および当社連結子会社各社への管理・監督体制を整備し、内部統制の構築と改革活動をしております。

(1) イソライト建材株式会社について

i) 期末たな卸について

イソライト建材株式会社における「たな卸規定」および「在庫管理基準」を確立し、会計基準に基づく公正な管理と実地たな卸の厳格化を図ります。また、親会社の監査グループまたは経理担当グループが検査員として、年度末ならびに中間期末の実地たな卸に立会うこととします。

ii) 組織の機能活性化について

会計監査人との監査契約のない連結子会社三社（石川県七尾市に所在するイソライト建材株式会社を含む三社）について、平成 19 年 3 月より一社当たり三ヶ月ごとに当社経

理担当者による実務に沿った経理処理指導や相談が出来る体制を整えており、連結子会社への管理・監督と組織への牽制体制の確立を図ります。

また、イソライト建材株式会社においては、平成18年11月21日職務分掌規定の見直しと組織改革を図り、規定内容の周知徹底と運用を行っています。

iii) 内部統制の強化について

イソライト建材株式会社の非常勤監査役(親会社派遣の社外監査役)は毎月開催の取締役会報告より決算内容、業務内容のヒヤリングを行い、実効ある管理監督を行う体制にしました。

当社が実施する内部監査については、実効性を高めるため、公認会計士と顧問契約をすることで、親会社としての監査活動内容の充実と強化を進めています。この実施により会計監査人と監査契約の無い連結子会社(三社)に対し通期決算および中間期決算の際に、適正な決算が行われるよう内部監査を効果的に、計画的に実施いたします。

当社および当社連結子会社全社に対しコンプライアンス全般の相談窓口として当社顧問弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを開設し、平成19年2月15日、通達いたしました。

iv) 値引等の処理を含む営業管理体制について

イソライト建材株式会社においては、木材界の旧態依然の慣例にとらわれず営業業務体制の再構築と一連の営業業務手続の整備を行いました。また、今般問題となったイソライト建材株式会社の長期滞留売掛金については、同社業務部および当社経理担当の巡回経理指導時にダブルチェックを行うことで売掛金管理体制の厳格化をはかります。併せて、クレーム・苦情処理規定を確立し対応処理規則を明確にします。

(2) イソライト工業株式会社および当社グループ会社について

i) 当社の内部監査グループによる連結子会社監査を実効ある監査の実施と親会社としての管理・監督体制を強化します。

- ① 公認会計士と顧問契約し、実効ある内部監査が出来るようにいたしました。
- ② 日本国内の連結子会社4社の内、3社は監査法人と監査契約がありませんので、これら3社については、特に内部監査実施時に内部監査グループの顧問公認会計士の指導の下に、内部監査を効果的に、計画的に実施いたします。
- ③ 会計監査人と契約のある連結子会社7社(国内1社、海外6社)については、契約会計監査人との連携強化を図るとともに、新年度より当該連結子会社への往査を平成19年度内部監査計画の充実を図ることで実施いたします。

ii) イソライト工業株式会社が連結子会社へ派遣している非常勤取締役、非常勤監査役に、取締役会での報告・審議内容について、取締役会開催毎に報告させることで親会社の第三者部門として当社経営企画グループによる管理体制の強化を図ります。

iii) 監査役監査については、たな卸資産、売掛金の監査について実効力ある調査を要求します。

iv) コンプライアンス指針と遵守運用の強化

平成16年1月20日に発足したコンプライアンス委員会組織の強化を目的として、コンプライアンス委員長を代表取締役常務取締役に、副委員長を総務部長に人事変更をしました。コンプライアンス再教育は平成18年11月中旬に当社の事業責任者および連結海外子会社責任者を一堂に招集し、当社代表取締役社長の陣頭指揮で実施し、イソライト建材株式会社はじめ国内連結子会社においてもコンプライアンスの再教育は平成18年11月から12月に実施いたしました。

また、当社において、平成19年2月度よりコンプライアンス教育・勉強会を毎月開催の経営会議の議題として取り上げ、その内容を各職場ならびに連結子会社へ通知し各職場内会議で教育することを企画し実施しています。

平成19年4月から当社が開始する内部統制システム構築作業に合わせ職務分掌規定ならびに諸規定の見直しを行い、当社および当社連結子会社全社に対し規定内容の周知と規定の遵守を図ります。

上記改善措置の計画ならびに実施進捗状況につきましては、監査役会に報告するとともに必要事項については適宜修正、補完、追加等を行ってまいります。

今般の不適切な会計処理の判明により、株主の皆様はじめ、投資家の皆様ならびに多くの関係の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。また、多くの皆様方から叱咤激励を頂戴しましたこと衷心より御礼申し上げます。

当社ならびに当社連結子会社といたしましては、二度とこのような不祥事が起こらないよう、上記のとおり当社ならびにグループ会社の管理体制の強化と業務改善策を講じてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

以上

(別紙)

平成15年3月期から平成18年3月期の連結・単体業績に与える影響額

(単位：百万円)

		連 結			単 体		
		訂正前(a)	訂正後(b)	影響額(b-a)	訂正前(c)	訂正後(d)	影響額(d-c)
平成 14年 9月期 (中間期)	売上高	5,478	5,432	△ 45			
	営業利益	△ 71	△ 116	△ 45			
	経常利益	△ 160	△ 206	△ 45			
	中間純利益	△ 225	△ 304	△ 79			
平成 15年 3月期	売上高	10,794	10,736	△ 57	8,347	8,347	-
	営業利益	86	△ 66	△ 153	△ 72	△ 72	-
	経常利益	△ 180	△ 334	△ 153	△ 252	△ 252	-
	当期純利益	△ 1,372	△ 1,620	△ 248	△ 1,766	△ 1,905	△ 138
平成 15年 9月期 (中間期)	売上高	4,926	4,926	-	3,639	3,639	-
	営業利益	365	231	△ 133	142	142	-
	経常利益	248	114	△ 133	123	123	0
	中間純利益	195	71	△ 123	140	30	△ 110
平成 16年 3月期	売上高	10,278	10,274	△ 3	7,803	7,803	-
	営業利益	721	474	△ 246	339	339	-
	経常利益	455	208	△ 246	207	207	-
	当期純利益	459	215	△ 243	282	41	△ 240
平成 16年 9月期 (中間期)	売上高	5,219	5,218	0	3,842	3,842	-
	営業利益	332	228	△ 103	145	145	-
	経常利益	273	169	△ 103	264	244	△ 20
	中間純利益	158	△ 14	△ 172	250	△ 282	△ 532
平成 17年 3月期	売上高	10,651	10,648	△ 2	7,968	7,968	-
	営業利益	657	527	△ 130	362	362	-
	経常利益	473	343	△ 130	397	377	△ 20
	当期純利益	353	155	△ 198	430	△ 137	△ 567
平成 17年 9月期 (中間期)	売上高	7,040	7,022	△ 18	4,062	4,062	-
	営業利益	606	600	△ 6	211	211	-
	経常利益	476	469	△ 6	283	273	△ 10
	中間純利益	△ 107	△ 115	△ 7	△ 174	△ 184	△ 10
平成 18年 3月期	売上高	14,592	14,586	△ 6	8,811	8,811	-
	営業利益	1,314	1,309	△ 4	530	530	-
	経常利益	1,094	1,089	△ 4	567	557	△ 10
	当期純利益	217	273	56	48	92	44

- (注) 1. 平成15年3月期中間については、連結のみです。
2. 訂正前および訂正後の各利益の△表示は、損失を示しています。